

総務文教常任委員会

平成19年3月9日(金)

総務文教常任委員会

日 時 平成19年3月9日(金)午前10時00分開会 - 午後1時23分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 福田委員長、辻下副委員長、鍛冶、和田(博)、竹内、出口、岡本、谷本
田島副議長、奥野監査委員

欠席委員 なし

傍聴議員 中原

出席理事者 石田町長、平助役、田中教育長、中口総務部長、嶋本総務部理事、古田総務部理事、
南総務部副理事兼総務法制課長、亀崎総務部危機管理課長、
四至本総務部行財政改革課長、竹本企画部長、廣田企画部秘書課長、
保井企画部企画人事課長、谷下企画部人権推進課長、岡田教育部長、
淵原教育部副理事兼生涯学習課長、唐門教育部学校教育課長、嶋坂教育部指導課長、
入口教育部副理事兼淡輪公民館長、酒井給食センター所長、
一本教育部副理事兼青少年センター・文化センター所長、茂野淡輪幼稚園長

欠席理事者 谷口収入役室副理事兼会計課長、山路教育部指導課参事

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

福田委員長 皆さん、おはようございます。本日は多忙のところ、委員会に出席をいただき、ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席委員は8名です。全員出席です。

理事者については、山路参事が公務のため欠席の報告を受けております。

定足数に達しておりますので、これより総務文教委員会を開催します。

議案の審議に当たりましては、十分意を尽くされましてご審議いただき、あわせて議事が円滑に運びますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにさせていただくよう、お願いします。

3月7日の本会議において、総務文教委員会に付託を受けました議案15件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

その前に、会議の進め方について、皆さん何かございますか。

(「委員長一任」の声あり)

福田委員長 ありがとうございます。それでは、私の方から進めさせていただきます。

なお、質疑についての理事者の答弁は、答弁者の所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

議案第1号「平成18年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件」のうち、総務文教委員会に付託されました案件について、議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

唐門教育部学校教育課長 委員会資料1ページをご参照願います。

平成18年度一般会計補正予算(第5次)の歳入についてご説明いたします。

17寄附金、1寄附金、2教育費寄附金といたしまして、小学校寄附金として5万円の補正をするものです。

内容としましては、深日小学校卒業生から、学校図書購入費として寄附をいただきました。その歳入額として、5万円の補正をするものです。

入口教育部副理事兼淡輪公民館長 同じく、寄附金の深日児童館寄附金でございます。

内容といたしましては、泉州なでしこライオンズクラブより、子供たちの健全育成のため5万円の指定寄附金を受けましたことによりまして、深日児童館の図書購入費等に充当させていただきます。

以上です。

四至本総務部行財政改革課長 続きまして、繰入金、基金繰入金、公共施設整備基金繰入金といたしまして、マイナス518万9,000円の補正でございます。

内容といたしましては、今補正に伴います財源調整でございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。2ページをごらんください。

総務費、総務管理費、財務会計OA経費といたしまして19万6,000円の補正でございます。

内容といたしましては、地方自治法の改正に伴いまして、財務会計システムの変更を行うものでございます。

南総務部副理事兼総務法制課長 総務法制課一般管理費として15万9,000円です。

内容といたしましては、地方自治法改正に伴い副町長、会計管理者に係るゴム印等を購入するための需用費13万2,000円。同じく、副町長、関係管理者に係るツゲの公印2個を購入するための備品購入費として2万7,000円で、合わせて15万9,000円でございます。

次に、4財産管理費、補償補てん及び賠償金として45万3,000円です。

内容としては、さきの本会議におきまして参考図面を配付いたしましたとおり、第二阪和国道建設工事のため、別所下池のため池及び堤の一部に対し、区分地上権の設定に関する契約が締結され、補償面積として695.07平方メートルに対し、補償金として90万4,410円が岬町に支払われました。そこで水利権者である淡輪東水利組合が工事期間中を含め一番影響を受けるため、水利権補償料として補償金の2分の1の金額の45万2,205円を、淡輪東水利組合に支払うものです。

亀崎総務部危機管理課長 続きまして、消防費、消防総務費といたしまして、補正予算額が600万1,000円でございます。

内訳といたしまして、阪南消防組合の消防職員が、本年1月31日付で退職いたしました。それに伴いまして、その退職手当の支給に関し、本町の負担分の補正をお願いするものでございます。

唐門教育部学校教育課長 教育費、小学校費、小学校教材費として5万円の補正をするものです。

内容といたしましては、先ほど歳入で報告いたしましたとおり、深日小学校卒業生から寄附をいただきました。その寄附金で深日小学校図書を購入を行いたく、備品購入費として5万円の補正をするものです。財務内訳は、寄附金で5万円です。

以上です。

入口教育部副理事兼淡輪公民館長 社会教育費の深日児童館費でございます。補正予算額は5万円でございます。

内容といたしましては、先ほど説明いたしました但、指定寄附金を受けましたので、子供たちの健全育成のため図書を購入いたします。

以上です。

酒井給食センター所長 保健体育費、共同調理場費、共同調理場運営費、需用費の消耗品費として補正額2万4,000円。

理由につきましては、各小学校に配送している給食配送車の荷台に附属する食管、食器等を入れるコンテナを固定するラッシングベルトが、走行中の揺れにより摩耗しているため、取りかえ費用として補正するものでございます。

続きまして、共同調理場管理費、需用費の燃料費として補正額84万6,000円。

理由につきましては、学校給食センター及び中学校調理場の給湯用ボイラーの燃料はLPGガスを使用しております。納入価格につきましては、5年間据え置きとしておりましたが、輸入価格の高騰により年度当初において立米価格が、157円50銭から199円50銭と42円の価格変動がございました。年間使用料2万142立米の価格上昇分を補正するものでございます。

以上です。

南総務部副理事兼総務法制課長 次に、左下の部分をご参照ください。債務負担行為の廃止について説明します。

内容といたしましては、本年4月の統一地方選挙、大阪府議会議員選挙及び岬町議会議員一般選挙の執行について、仮設プレハブを設置し期日前投票を行う予定で、平成18年度当初予算において、平成19年度の債務負担行為の予算を55万2,000円組んでおりましたが、先般、公害監視センターで期日前投票を行うことができるようになりましたので、平成19年度の債務負担行為について廃止するものです。

以上です。

福田委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

福田委員長 なければ、本件に対する委員の質疑は、これで終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

福田委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第1号「平成18年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件」のうち、総務文教委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

福田委員長 満場一致であります。よって、議案第1号のうち総務文教委員会に付託された案件は、本委員会において可決されました。

議案第2号「平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3次)の件」について、議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

谷下企画部人権推進課長 それでは、資料の3ページをお開きください。

平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3次)の件について、ご説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、諸収入の貸付元利収入といたしまして、今回122万6,000円の補正をするものです。

これにつきましては、住宅新築資金の貸し付けを受けた者のうち、昭和61年に住宅新築資金分の貸し付けを受けておりました方から、償還期限前に全額を繰り上げて償還する旨の申し出がございました。その繰り上げに係る償還金でございます。

次に、歳出でございますが、先ほどの貸付金につきましては、起債をもって対応しておりますので、今回の繰上償還に伴いまして、公債費につきましても同じく償還を行う必要がございます関係から、地方債に係ります元金122万6,000円を繰上償還するものです。

補正の内容は、以上でございます。

福田委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見はございませんか。

和田(博)委員 質問というよりも、これどうやったかな、いつまで続くんやったかな、これ。償還済んだらいけるんやからね、これいつまでかな、ちょっとそれだけ。

谷下企画部人権推進課長 お答えします。

この事業は昭和55年からスタートいたしまして、平成2年度で終了しております。順次、その間返済をしていただいておりますけれども、最終償還年度につきましては、平成25年をもって終了いたします。

以上でございます。

福田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

福田委員長 なければ、本件に対する委員の質疑は、これで終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

福田委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第2号「平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

福田委員長 満場一致であります。よって、議案第2号は、本委員会において可決されました。

議案第7号「平成19年度岬町一般会計予算の件」のうち、総務文教委員会に付託された案件について議題とします。

理事者からの説明は本会議で行っておりますので、省略したいと思います。また、歳入、歳出を、それぞれ分けて審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

福田委員長 それでは、歳入から審査に入ります。

別紙委員会資料の4ページから6ページをごらんください。

質疑、意見ございますか。

鍛冶委員 ちょっとお聞きします。4ページの保健体育費負担金、小学校、中学校、幼稚園とありますけれども、これは児童の給食代と考えていいわけですか。

酒井給食センター所長 内容につきましては、小学校、中学校、幼稚園の給食費の保護者負担金でございます。

鍛冶委員 今の各小学校、中学校、幼稚園の対象人員を教えてください。

酒井給食センター所長 まず、小学校につきましては、低学年といひまして1年生から3年生に対

して454人、高学年としまして4年生から6年生が456人です。また、中学校につきましては436人、幼稚園につきましても、平成19年度は100人となっております。

以上です。

鍛冶委員 参考までに、1食当たり大体どれぐらいの金額になっていますか。

酒井給食センター所長 1食当たりですが、小学校低学年につきましては190円、高学年につきましては200円、中学校につきましては220円、また幼稚園につきましては190円となっております。

以上です。

鍛冶委員 ありがとうございました。

それともう1点、ちょっとお願いします。今のページの一番下、安全・安心な学校づくり交付金、これの支払内訳、歳入か、これは府からの補助金ですかね。

唐門教育部学校教育課長 この安全・安心な学校づくり交付金というのは国庫負担金です。

中身を説明しますと、深日小学校の体育館の耐震工事を行います。その総事業費が3,400万円、そのうち補助対象工事費が2,200万円で、この体育館については避難所という位置づけもありまして、2分の1補助になります。その補助額が1,100万円です。

以上です。

竹内委員 6ページの一番下の町債についてなんですけども、この町債の臨時財政対策債というのは、ちょっと私は勉強不足でわからないんですけども、どういうものですか教えてください。

四至本総務部行財政改革課長 臨時財政対策債といいますのは、地方一般財源の不足に対応するために、投資的経費以外の経費に充当するための、地方財政法第5条に伴います特例債でございますけれども、中身としましては、今までの地方交付税におきまして、不足額を国と地方で折半するということになっておりまして、それについての地方分についての負担分を、臨時財政対策債としまして発行するというものでございます。

経緯から説明させていただいたらよろしいでしょうか。もともと地方交付税につきましては、地方財政の通常の収支不足の補てんとしまして、平成10年から平成12年までは、地方財政対策債を除いた交付税特別会計の借入金という形で賄っております。その償還を国と地方という形で折半していたわけなんですけども、平成13年の地方交付税特別会計の借入方法の変更がなされまして、平成13年度から15年の3年間につきまして、地

方交付税の通常支出分の財源不足分を、国におきましては国の一般会計から入れると。地方の負担分につきましては、この特例債、臨時財政対策債で補てんしていくというルールが導入されました。それに伴います地方公共団体の負担分の財源としまして、臨時財政対策債というものを発行するということになっております。要は、交付税の不足分を補うための地方債であるという形で、理解していただきたいと思います。償還につきましては、これにつきましては地方交付税の基準財政需要額に算入されて、償還されるという形になっております。全額です。

竹内委員 よくわからんけど、財源が足らんかったら町債を発行して、これで帳じりを合わせているということですかね。要するに、今、一般財源が不足がちですよ。今までやったら地方交付税が入ってたけども、それが地方交付税がもうほとんどなくなったということで、自分とこで町債を発行して帳じりを合わすと、そういうことですか、幅広く言えば。

四至本総務部行財政改革課長 要は、基本的に国が既にプライマリーバランスが崩れまして、財源として借り入れするところがなくなっているといいますが、借入額がどんどんふえておるという中での国と地方の分担の明確化という形で、本地方債が決められたということですので、基本的には、確かには財源不足に対してのものを、この地方債によって発行して補うというものでございます。

竹内委員 これは毎年、大体これによく似た金額が出てくるのか、それともふえるんですか、減るんですか、その辺だけ。確かに前年度から言えば、3,140万円減っとるんです。

四至本総務部行財政改革課長 基本的に、明確な答えはできませんけれども、今までの経緯からしますと、徐々には減ってくるというふうに思われます。

竹内委員 毎年減少ですね。

四至本総務部行財政改革課長 はい。

竹内委員 その上の行政改革推進債というのがあるんですけれども、これも同じですか。

四至本総務部行財政改革課長 行政改革債につきましては、今進めております集中改革プランの効果額、今上がっているところの自治体に対して、その行革の実績等を含めまして、普通の地方債、例えば先ほど言いました本年度でしたら、西畑線とか地方債を発行して行うわけなんですけれども、普通の地方債を発行する部分のすき間といいますが、例えば75%を発行すれば、そのすき間の部分に対して充てれる地方債ということで、行革の進みぐあいによって発行されるというふうなものでございます。

和田(博)委員 どうなんかな、ことし予算を組んだ中で基金を取り崩してしまったということな

んですけども、そういう中で、これからの収支バランスはどうなっていくのかなという危惧があるんですけど、このあたりはどんなもんですかな。

石田町長 確かに今年度の予算編成で、基金をすべて取り崩したという形でやっております。

ただ、これは18年度組んだとき、約4億円の基金を取り崩した。そして今回は約2億円という形で、徐々に私が町政運営方針で述べたように、歳入に見合った歳出という形に近づけていけてると思っております。ただ、これは急にブレーキを踏めないという形で、徐々に徐々にという形。ですから、この19年度よりも、さらに20年度の予算につけては、それぞれの事業別にさらに見直して、特に単独事業を見直して行って、あと2億円を切っていけば、歳入に見合った歳出ができていくという形で思っております。

それだけに、まだ今回のこの予算から単独事業を中心に事業の見直しをして、選択と集中をして、むだな事業はないのか。いろんな形で委員会でもご指摘いただいている、また先日の委員会でも指摘をいただいた。その辺を精査して、切るところは切っていくという形で20年度に向かっていこうと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上です。

和田(博)委員 過去にも私どもの町は、赤字再建団体に2回落ちましたけど、それ以後、昭和62年か3年か、私も1期目か2期目でしたから、あんまり定かじゃないんですけど、年度を忘れましたけど、61年か2年やったかな、60年代だと思いますけども、自主再建計画なるものをつくったんですね。それを集中審議をして、実は自主再建で乗り切ったという経緯があるんです。

今、両側におられます教育長や助役たちは、ようわかってると思えますけど、そういうことをやったことがあるんですよ。今の状態は、一昨日本会議場で鍛冶委員の方からも非常事態宣言と言うたら、町長は非常事態というのは、夢がなければならぬというような話がありました。私もそれで結構だと思えるんですけども、そういうことであるならば、やっぱり自主再建計画をきちっと立てて行って、自主再建計画を立てた中で、それをまた議会とのすり合わせをしながら住民ともやっぱり、我々が自主再建するんだ、やっていくんだというその意気込みの中で、これはやっぱり住民にも披露をしていくべきではないかなと、このように実は思うんですよ。

なぜこのようなことを申し上げるかと申しますと、過日、私は奥野議員と一緒に夕張市の方の再建特別委員会を傍聴する機会がありました。夕張市は自主再建というよりも、赤字再建団体に陥っていますから、その中で再建計画を出してあるんですけども、それを一

般市民にも出してるんですよ。私は手元に置いてますけども、夕張市財政再建計画案というのを、これを住民にも配ってます。この中身は非常に厳しいものでありまして、住民負担ももちろんのことながら、理事者、職員の給与削減も相当なもので、6割ぐらいの削減になりますし、議会に至っては半分にするというふうなことを書いております。そういうことを、これは住民に知らしめているんですよ。私どもも、そういう時期に来てるな。だから自主再建するということになると、その自主再建計画をきちっと出していくべきでないか。それを住民に知らしめて、住民代表の議会も一緒になってそれを練っていかなければ、いけない時期に来てるんじゃないかというふうに私は思うんですけど、そのあたりはどうですかね。

石田町長 まさに今、和田委員のおっしゃられたとおりだと思っております。したがって、我々も先ほども申しましたように、一つ一つの事業を見直していく。そしてその中で、これはこういった理由で、この事業をやめざるを得んということも、住民の皆様公表していく必要があると思っておりますし、また、職員団体ともいろいろ交渉を重ねる中で、職員団体の方も、決して自分たちの人件費を下げることに抵抗してるわけではない。ただ、我々理事者の方が、まずその人件費を切る前に、もっと我々として、切れる事業がないのかというところの指摘も受けております。その辺も含めて職員団体との話し合いの中、その結果も踏まえた中で住民の皆様、最終的にはご理解をいただいて進めていかなければならないという形で、とにかくこの岬町を再生していくためには、住民の皆さんと我々職員がとにかくともに働いて、ともに進んでいくと。そしてこのふるさとを再生していくということが、これは必要不可欠でございますので、その辺は十分にこれから努めてまいりたいと思っております。

以上です。

中口総務部長 私の方から事務的な作業といたしまして、18年3月に定めました岬町集中改革プランの内容を、さらに各部、全庁的に調整しながら、そしてまた着実に作業を進めていきたいというように考えております。

夕張の話も出ましたが、夕張市の資料と比較しますと、逆に我々より対応が夕張市の方が遅いんじゃないかと。もう岬町としては取り組んでいることが、大体作業として入っているという点を報告しておきます。

和田(博)委員 私も夕張へ行ってそのように思いましたよ、夕張市の対応は非常に緩いなど。質疑応答を聞いてもそうだなと思ったけど、それはその自治体のあり方ですから、私

どものようにきつく言う人は割に少なかったなど、このように思っております。

私がこれを言うてるのは、なぜかと言いますと、過去に60年代に私どもが自主再建計画なるものを立てて、それで自主再建に成功したと、こういう例がございます。そのときには議員の皆さん方には、その再建計画を渡して、住民には渡さなかった。そのぐらいのまだ範疇でありましたけれども、現時点ではそうではなくて、やっぱり住民の方にも負担増を願わなあかんという状況に来ておりますから、そういう自主再建計画案なるものを早急につくって、やっぱり住民にも知らしめていくべきではないかと、このように思います。これについては、最後の要望やな。最後でない、今議会あるんですけど、要望としておきたいと思います。

先ほども言いました。確かに、その後、栗山町に行きましたが、栗山町の議員さんの中には、甘いなという方も夕張市についてはおられましたし、夕張市の住民の方に聞きましたときにも、そういう甘いなというのがございましたんで、私ども議会を挙げて、甘くそういうものをしていくんやなくて、やっぱりきちっと精査していきたいと思いますので、早急にそういう計画案を。今の行財政改革というんじゃなくて、やはり財源を再建していかなければならんのやと。それを今の時期やったらやれるんやという、そういうふうな計画を出していただいて、そういう意識を住民にも植えつけていただきたいと、このように思います。陥ってしまってからでは、もうどうしようもないので、私はその時期に来てるといふふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。これはもう要望で結構です。

出口委員 2点ちょっとお聞きいたします。

1点目は、給食費の問題ですけども、これは今よく話題になっております給食費の未払いという形の中で、今、各小学校、中学校、幼稚園の合計の人数は1,446名と聞いておりますけども、その中で岬町において給食費の未払いがあるのかどうか、その辺のことを1件と。

6ページの雑入で、泉州地域振興基金のハード事業で4,500万円の歳入がございますけども、この詳細を説明願ひたいと思います。

唐門教育部学校教育課長 給食費の小学校、中学校における未払い金についてはございます。額については、ちょっとろ覚えで申しわけございません。中学校19万円程度、小学校については淡輪で10万円弱、深日小学校で11万円ぐらい、多奈川小学校はゼロです。幼稚園も滞納はございません。

以上です。

保井企画部企画人事課長 泉州地域振興基金についてご説明申し上げます。

この4,500万円につきましては、海釣り公園整備事業に係る事業費といたしまして助成金を確保したものでございます。

以上です。

出口委員 今の給食費の件ですけども、これは件数は出てませんが、何件ぐらいの件数がありまして、どういうふうな回収方法をされるのか、どういうふうな形でこの給食費が未納になっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

唐門教育部学校教育課長 給食費の滞納の件数は、ちょっと今把握しておりません。申しわけございません。

徴収方法につきましては、学校の先生と保護者の話し合いをしていただいて、徴収方法を分納なりの形でやっていただいたりしておりますけれども、それに応じれない低所得者については、町の準要保護制度を活用していただいて、給食費を納めてもらうというふうな措置もっております。

先般、田島議員から一般質問で給食費の徴収方法の問題もありまして、財務規則に基づいた徴収方法で今後対応していきたい旨、報告しておりますので、そういうような形で対応したいと考えております。

以上です。

出口委員 今の説明でよく理解できますけども、今までそしたらこの問題が、田島議員からも一般質問で、そういう回収方法の要望も出てます。そういう中で、今まではそういうふうな回収作業に当たったことはありますか。

唐門教育部学校教育課長 ご指摘の徴収方法は、今までやったことはないと思っております。

出口委員 こういう指摘もございますので、できたら努力をしてほしいと。皆さん、ちゃんと完納されている方々は、やっぱりそれなりに努力されて完納しておりますので、ひとつよろしくをお願いします。

谷本委員 1点ちょっとわかりにくい点がございまして、お聞きしたいと思います。

この府の支出金の中で、選挙費の委託費というところがあります。そこに参議院とか、府会議員とか、知事選挙、金額にものすごくばらつきがあるんですよ。これはどうしてこういうばらつきが出るのか。参議院の場合1,590万円、府会議員の場合796万円、同じ選挙をするのに、なぜこれだけの差が出てくるのか、この辺をちょっとお願いします。

南総務部副理事兼総務法制課長 これにつきましては、選挙の執行資金として委託金という形で、府会議員の場合は大阪府から、参議院の場合は国の方から入ってくるんですけども、これについては歳出の方と連動しておりまして、その選挙の執行体制、そしてまた期日前の日数とか、そのあたりで歳出の方で、金額がここに上がってくるというような状況になっております。

説明します。大阪府の府会議員の選挙の執行の委託金の場合、これが平成18年度と19年度と、選挙が4月8日という形で、もう準備段階が18年度の方に半分入っておりますので、この金額の半分については、もう18年度の方の予算の中に入っておりますので、今回少なかったということでございます。

以上です。

鍛冶委員 先ほどの和田議長の質問に絡むんですけども、総務部長にお願いしたいんですけども、集中改革プラン、私の手元には18年1月に21年度までの状況が出た資料がありますが、これに実績を入れて19年から5年先というたら、23年ぐらいまでの財政状況はどうなるかという資料を、できましたら本会議のあります23日の運営会議、それぐらいに提出していただきたいなと思うんですが、どんなもんですか。

中口総務部長 鍛冶委員の資料の提供については、23日の最終日までには用意させていただきます。

鍛冶委員 お願いします。

竹内委員 これの分の株式等というのがありますね、ページ数は4ページの上から4番目、株式等譲渡所得割交付金というのがあるんですけども、これちょっと。

四至本総務部行財政改革課長 株式等譲渡割所得交付金といいますのは、府税の株式譲渡所得に係る3%の税金のうち、譲渡益等に課税される3分の2を、町の個人府民税額で按分された額を府から交付されるというものの交付金でございます。

竹内委員 これは前年度から大幅にふえているんですけども、これは何でかな。

四至本総務部行財政改革課長 これにつきましては、2月に国の方が地方財政計画というものを発表します。その中で地方公共団体の財政的なものの数値を含めて、伸び率というのを発表されます。それにつきまして、今回大幅に伸びたといえますか、伸び率が高かったもので、18年度の見込額に対して、その国の示す伸び率を掛けた値を、今回、この当初予算の方に計上させていただいております。

出口委員 6ページの18の繰入金の中の土地建物売払収入700万円とございますね。これをど

この地区で、どういう理由で、どういう坪数で売買されたのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

南総務部副理事兼総務法制課長 今回、土地売払収入として700万円を上げております。これにつきましては行財政改革の一環として、町の不要な土地について今後処分、売却していくというような状況の中で、今回、淡輪地域の地番で言いますと岬町淡輪4233番地の2、面積については235.19平方メートルの町有地でございます。場所につきましては、祇園橋がございます。ポンプ場から川沿いに下がって行ったところの一番川下のところの向かい側の土地になります。その部分と、そのほか考えられる不要なところについても、今後処分していくということで、700万円を上げさせていただいております。

以上でございます。

出口委員 ちょっとその確認作業ですけども、今、祇園橋の一番突き当たりの右側ですね。それたしか古港の池になったところですか、それを売買されましたん。

南総務部副理事兼総務法制課長 その古港の池のかなりちょっと手前になるんですけども、民家の方が3、4軒点在しておりまして、町道に面した四角い宅地でございます。そこを売却ということで、自治区については6区です。池から少し離れておりますので。

出口委員 ちょっとこれまた総務文教に関することかもわからんですけども、もし途中でとめてもろたらよろしいけど、これは今問題になっている6区の財産区がありますわな、古港の池ね。あそこはよくいろんな問題が出てますやんか、台風の際とか、床下浸水がよく出てますわね。そういうふうな対策も兼ねて、ちゃんとした中で判断されて売買されとるんですね。

南総務部副理事兼総務法制課長 今回、言うてます土地の隣接につきましても、過去に町有地であって、そこを住民の方に払い下げたという経過がありまして、その隣になっておりますので、直接池の影響というのは考えられないという状況の中で、今回上げさせていただいております。

以上です。

福田委員長 ほかにないですか。

(「なし」の声あり)

福田委員長 ないようですので、歳入についての質疑を終了します。

続いて歳出に入ります。

当委員会所管に係る事項について審査します。

まず、議会費について、予算書の32ページ、33ページをごらんください。

質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

福田委員長 ないようですので、議会費についての質疑を終わります。

続いて、総務費に入ります。予算書の33ページから49ページをごらんください。

このうち交通安全対策事業費、企画費のうち第二阪和等プロジェクト推進課に係るもの、徴税費及び戸籍住民基本台帳費は、他の委員会の所管ですので除きます。

33ページから49ページです。質疑、意見はございませんか。

鍛冶委員 まず、人件費の件ですけれども、臨時職員とか嘱託職員ですね、これは人件費の中には入っていないんですね。それをまず確認させてください。

保井企画部企画人事課長 臨時職員等につきましては、人件費の中には入っておりません。

鍛冶委員 入っていないんですね。それにつきまして、これは今でなくて結構ですけれども、ちょっとどういう推移になっているか、臨時職員と嘱託職員、これの17、18、19年度、19年は見込額ですな、どういう推移になっているか、後日資料でいただきたいのが1件。

それと35ページの一番下の方にあります自治区連合会補助金253万5,000円ですか、これと次ページの37ページ、集会所運営補助金243万円。これについて大体目検討でわかるんですけど、詳細な支払いの内容を確認したいんです。

廣田企画部秘書課長 自治区長連合会補助金の予算の内訳について、ご説明申し上げます。

内訳は、自治区割といたしまして、1自治区1万円×60地区、60万円を計上して
ます。世帯割といたしまして、1世帯当たり280円×6,909世帯、193万4,
520円で計算しております。合わせまして、予算額253万5,000円を計上して
おります。

南総務部副理事兼総務法制課長 集会所運営補助金243万円について、ご説明申し上げます。

集会所の数といたしましては、34カ所ございます。それで、この243万円の根拠で
ございますが、集会所の床面積割と自治区の世帯数割に応じて、各集会所に振り分けを行
っておるものでございます。

以上です。

鍛冶委員 自治区連合会補助金の方ですが、昨年度は401万7,000円なんですね、昨年度の
計上額が。この差異はどういうあれですかね。

竹本企画部長 昨年、今、鍛冶委員がおっしゃいましたように400万円少し組んでました。今回、

行財政改革の中で非常にここについても、もともとはご存じと思うんですけど、数年前は800万円くらいございました。そこから2割カットして、3割カットして、昨年度が400万円。今年度、本来ですとなかなか下げにくいところでございますけれど、先般より自治区長連合会にその旨をお話しして協力願うということで、既に去年より、また4割カットということで、250万円程度を組ませていただいたと、そういう事情でございます。

以上です。

谷本委員 またぞろ選挙の件で2点ほどお聞きします。

1点目は47ページ、参議院選挙のところで機械器具費ということで132万円使うて、これはどういう機械なのかというのと。

2点目が、最近の望海坂の有権者数を教えていただきたい。この2点をお願いします。

南総務部副理事兼総務法制課長 有権者数につきましては、今わかり次第報告させていただきます。

それと機械器具費に113万2,000円、これにつきましては投票用紙の交付機、これを4台、それと扇風機ですね、これを50台購入するということで、以前は扇風機をリースによって借りておったんですけども、リース料と比べますと、購入しておけば、当然これは何回も使えるということで、メリットがあるということで今回上げさせてもろてます。

以上です。

谷本委員 望海坂も、今どんどんどんどん戸数がふえているわけなんですね。あそこの投票所は、さくら会館になっているでしょう。従来、私が選挙に出て人気がないからか何か知りませんが、第二投票所、さくら会館の投票率がいつも一番低いです。私のせいかわかりませんが、これでまた望海坂はどんどん有権者がふえてきているのに、望海坂がまたさくら会館に投票に来るとなると、やっぱり距離的でもって投票率が、またこれ以上悪くなるんじゃないか。そういう心配をしているわけなんで。あそこの投票率が上がったから、私の得票がふえるというわけじゃないですけども、今ごろから間にも合わんけども、そういうことでできたら、まあ有権者数を聞いてからでもいいんですけども、この岬町の町会議員の選挙で大体900万円使っていると、全体でね。今、投票所が13カ所か、それを割ったら1カ所で何ぼぐらい、70万円ぐらいになっている。それやったらもう望海坂に投票所を1つ設けてもろた方が、投票率もアップになるんじゃないか。2時間、投票時間を延ばして、何ぼ投票率が上がったか。2時間延ばすことによって、どれぐらいの金が

かかっている。そういうことを考えたら、70万円使っても望海坂に投票所をつくる方が、まだ安くついて投票率が上がるんじゃないかと、こう思いますので、その望海坂の有権者数がわかってから、もう一回返事をしていただきたいと思います。

福田委員長 わかり次第でよろしいか。

谷本委員 ちょっと先にいっというて。

和田(博)委員 先ほど話がありましたけど、私も投票時間を延ばしたからって、投票率が上がってないというふうに思っておるんですけど、これは自治体である程度工夫をしたやり方でやれるんかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいんです。

例えば投票日の日は6時なら6時にするけれども、期日前投票の中には、土曜日とか金曜日に1日10時までやって、そういうことを2日ぐらいやって、それで当日はちょっと早目にやるというようなこともできるのか、できんのか。それは法律の中ではどうなってますか、それをちょっと教えてほしい。

南総務部副理事兼総務法制課長 選挙の投票時間につきましては、各市町で何時から何時ということと定めればできるんですけども、当然、大阪府との協議の中で、岬町としてどうしていくかというような形で指導を受けて行うという形になりまして、2時間短縮というのは可能であるということと言えます。

和田(博)委員 私はやっぱりマンネリ化してしまってもあかん。やっぱり何事も工夫していかなあかんと思うんです。だからその実態に合ったような投票をやる。これは期日前投票もあるんですから、その中でそういう遅い時間まで何日もたして、投票日については時間をきちっと早目にするとか、そういうふうにした方が経費の方もそうだし、電気代一つにしても助かりますから、光熱費にしても。そういうことも、やっぱり考えていかなければならんのかなというふうに思います。

というのは、よその自治体を見に行っても、光熱費を削減するというところで、本当に皆さん方は昼間なんか真っ暗にする。うちも一部そんなんやってますけども、残業はゼロやとか残業をやらしたらあかん。残業したら、その分だけ光熱費が要るやないかというような自治体もあるんですよ。この辺のところをもっとめり張りのある、選挙一つにしても岬町独自のものを、やっぱり考えていくべきではないかなというふうな気が以前からしております。

特に町会議員選挙は自分とこの選挙ですから、これはもう自分とこのやり方でやると。府会議員選挙は、やっぱり府の方の指導を仰がなければならんでしょうけども、町会議員

選挙をそれやってみて、それで投票率はどんなもんかということでやったら、ほかの方も横に並んでくるのではないかなと、このように思うんで、選挙の制度についての意見を述べておきたいと思います。

南総務部副理事兼総務法制課長 先ほどの谷本委員さんの望海坂の方の有権者数なんですけども、選管の方でつかんでいる部分につきましては、投票区ごとに有権者というものを上げてまして、第二投票所ということで1,733人、その中に望海坂の有権者を含んでいるということで、望海坂の部分がこのうち何人かというのは、細かくはちょっと調べてない状況なんですけども、今後、望海坂で人口がふえてまいりましたら、当然その辺の言われているところについては検討を行って、かなり多いという状況の中では、投票所をふやすというような状況も考えられるかと思いますが、今の現状の中では13投票所ありまして、その中で実施をしているというような状況でございます。

谷本委員 今1,330とか言うたな。

福田委員長 1,700。

谷本委員 これ4年前の15年では1,400ですわ、ということは300ふえてるんですね。だからはっきり望海坂で、どんだけふえてるといことはわからへんのか。

南総務部副理事兼総務法制課長 投票区ごとに電算の方で上がっているんですけども、その望海坂の部分、この委員会の中でまた報告させていただいて、そのときにまた答弁させていただきたいと思います。ちょっと個々に拾ってまいりますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

出口委員 今の谷本委員の関連ですけどね、特に望海坂の方々は、4年前の投票のときと違って、最近引っ越して来られた方が多々ございますので、投票所がどこにあるかということが、大概わかってないと思います。だからその辺、再度、望海坂の住民の方々、有権者の方々には、その辺の徹底をしてあげないと、谷本委員のおっしゃる投票率が悪くなるというのは多々あると思います。

特に望海坂は、大阪市内の方々がこちらへ移転されている方が多いので、その辺また徹底できれば徹底させてあげたら、谷本委員の心配も1つ減るんじゃないかと思っておりますので。

和田(博)委員 これは人事の案件の話なんで、ちょっと私の方からどうかと思うんですけども、先ほど夕張の話をさせていただきまして、夕張が甘いという話もございましたが、夕張は相当これから頑張らなければならんということでもあります。

私はこの予算書を見ながら、実は賃金の中の基本給の部分、ちょっと各部ごとに1人

ずつ計算してみたんですよ。そうしますと、少ないところについては、これは高い低いがあるんで、大体10人以上ぐらいのところをバアッとやりますと、興味のある数字が出まして、総務で大体433万8,000円、民生で410万円、保険がこれは低いんです、367万円、これは基本給だけですよ。教育が460万円、これは非常に高いんですよ。土木がまあまあそこそこの427万円、こういうふうな数字が出てきておるんですよ。

これを見ておってどんなのかな、何を質問したらええんかな思ったんですが、やっぱりこれは適正配置というのかな、偉いさんがおって部下がおってと、そういう部分と、年齢区分との配置の問題があるのかなというふうに実は思ったんです。

これを聞いて、その辺はどう思いますかな。私はそういうふうに思ったんです、その部分では、これ。ただ、保険の方は若い人が多いんですかな、その辺もあるんやろうけれども、こういう人事構成というんですかな、その辺はやっぱりある程度考えていかなあかんのかなという気がして、これを今言うてるんですけども、その辺はどうですか。

石田町長 確かに現在の人員配置は、昨年、私が単独ですべて、当時186名を配置したということでございますので、どの課、どの部にだれがおるといふ形を、すべて把握した中でございます。

今、和田委員がおっしゃったように、保険年金の方は若い職員がおるから、人数の割には人件費が低いという形もあろうかと思えます。ですから、単に定数のバランスという部分と年齢構成のバランスという部分では、一致しないところはあるかと思えます。ですから単に金額ベースで、各部のバランスは一概に言えないと思っております。

ただ、これから我々も考えなくてはいけないのは、現在の職員、これをすべてこれから何年かたっていく中で、それぞれ年齢も上がってくる。その中にはやはり昇格等々も昇給も出てこよう。その中で年齢構成も、もちろん徐々に上がっていく。そういった中で今の組織が、いつまでもベストなものではないと思っております。

したがいまして、例えば5年後こういった年齢構成で、これだけの職員数がおる。その中で、そのときにやらねばならない事業を、どういった組織でやっていくのが一番ベストかということ、今後決めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

竹内委員 これは事業民生の方にちょっと入っとるんですけども、平成17年に質問したんですけども委託料、警備委託とか機械委託とか、それはよくわかっているんですけども、どう

も総務文教に付託された委託料をちょっと調べてみましたら大体1,245万円、その中に機械警備がある程度入っているんですけども、私も一般質問したときにシルバー人材立ち上げという話もしたんですけども、この委託料の中で、きのうも共産党の中原さんがしたように、草刈りとかいろいろなもののすべての町が発注している委託料の合計が2,719万7,000円があるんです。その中に機械警備も含めているんですけど、これを何とかシルバー人材を平成20年度に立ち上げたときに、ある程度そちらの方に移管をしてやっていけば、金額的にももっと縮小できるんじゃないかということで、1件、1件、小学校の警備委託とか、中学校、幼稚園とかいろいろあるんですけども、その辺のところもまた今後考えていただいて、一括NPOでもいいですし、シルバー人材でもいいですけど、そちらの方への発注をしてやっていけば、そういう組織を維持というんですかね、ある程度できるんじゃないかなと思いますので、その辺はもう提案だけにいたしますので、よろしくお願いたします。

福田委員長 ほかにございませんか。

辻下副委員長 ちょっと簡単な質問を2件だけ。

38ページの公平委員会費の報酬3人て書いてるが、これは恐らく3人分やから2万4,000円で、年に1回かぐらいしかこれ開いてないと思うんですけども、そのときにやっぱり何かの案件で開いているのか、なかっても開いているのか、それを1つ聞きたいのと。

それと企画費で、その下の報酬、情報公開、個人情報保護審査会委員報酬3人であるわね、これはどういうことであるのか、あわせてこの2点だけちょっとお尋ねします。

保井企画部企画人事課長 公平委員会につきましては、年に1回開催することになっております。

また、職員からの不服審査等の案件がございましたら年に1回だけでなく、随時開催するものとなっておりますが、予算的には1回という、こんな形で計上させていただいております。

次に、情報公開、個人情報保護審査会ですけども、案件がございましたら開催する予定になっておりまして、18年度におきましては、今のところ開催されておりませんが、19年度は1回開催する見込みとして計上させていただいております。

辻下副委員長 公平委員会は案件があるなしに年1回開くと。その中で、今までの経過を見たら、何かこれはなかったらええことやけども、やっぱりいろいろ案件があったことはあるんですか。

保井企画部企画人事課長 私の範囲内では、特に案件があったことはございません。

辻下副委員長 そのときは、何回も開いてるということやね。

保井企画部企画人事課長 必要に応じて、合議制になっておりますので、委員さんの話の中で開催する回数が決まってくるということになります。

南総務部副理事兼総務法制課長 先ほどの谷本委員さんの質問の中で、望海坂の部分、これにつきましては471ということで、3月1日現在、有権者が471人ございます。それで第二投票所の中で、その望海坂を除きますと1,262人という形で、トータル1,733人という形での投票所を設置しております。

谷本委員 これ投票所を設ける決まりというのはあるのか。また、設けるつもりはあるのか。

南総務部副理事兼総務法制課長 現在、投票所が13カ所ございます。それで人数の少ないところについては多奈川の東畑とか、そういう地域的な特色のあるところについては、投票所を過去から設けておるといふ点もございまして。

それと今、谷本委員さんが言われまして、人数がふえてきたら、その投票所も増設という形で、今後検討を必要ではないかというところなんですけども、それにつきましては執行経費との関係、また国の選挙、また府の選挙等との絡みもございまして、府の選管とまたその辺も調整しまして、その部分について今後設置ができるものかどうか、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

谷本委員 これ4年前のを見ても、孝子なんか440・・・何件やしな、今もう望海坂は、既に400何ぼて今言うたやろ。それで、まだまだふえてくると思うんで、一応投票所を設けるようにしていただきたい、これは要望しておきます。

福田委員長 ほかにないですか。

(「なし」の声あり)

福田委員長 ないようですので、総務費についての質疑を終わります。

お諮りします。

暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

福田委員長 今から10分やから、25分から再開したいと思います。

(午前11時015 休憩)

(午前11時25分 再開)

福田委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開します。

続いて、民生費に入ります。予算書の50ページから51ページ、社会福祉総務費のうち危機管理課に係るもの、及び56ページ、57ページの目、文化センター費をごらんください。

質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

福田委員長 ないようですので、民生費についての質疑を終わります。

続いて、消防費に入ります。予算書の82ページ、83ページをごらんください。

質疑、意見はございませんか。

竹内委員 消防費のうちで団員数ですね、108名か何かするというようなことを、ちらっと聞いたんですけど、今現在何名ですか。

亀崎総務部危機管理課長 ご質問の消防団員の団員数なんですけども、過去に161名ございました。現在が119名ございます。それを将来的に108名にする予定にしております。それは年次については暫時団員さんの動き等々を図って、目標は平成20年と定めております。

以上でございます。

和田(博)委員 東南海地震がいつ起こるかもわからないと、こういうふうな状況に入っておりますが、私は過去の神戸沖地震等を見に行ったり、話を聞いたりしたときに、コミュニティでの防災活動ですか、消防活動と言うんですか、そういうのが非常に大切なように思ったんです。そういう中においては消防団の活躍が、大いにこれは我々もしも万が一のときには貢献するのではないかと思います。そういう中であって、消防団員の皆さん方にそういう教育と言うんですか、そういう訓練と言うんですか、そういう面はやっておられるのかどうか、お聞きしたいなと思います。

亀崎総務部危機管理課長 今、和田委員さんのご質問なんですけども、過去の阪神・淡路大震災では神戸で多くの方が亡くなり、そこは消防団のコミュニティ活動がなかなか進まなかった。しかし淡路では、消防団の活動が活発にされて死者がないという状況も我々は聞いております。現在、岬町では阪南と合同で訓練したり地震に備えて、地元と自治区の避難訓練、消火訓練等々を開催して、地域との、また消防団との連携を図って、密に実施してる状況でございます。

以上です。

和田（博）委員　そういうふうをお願いしたいなと。特に、やはり消防団の活躍というのが不可欠であろうというふうに思いますので、よろしくをお願いしたいなと思います。

以上です。

鍛冶委員　消防団員の数は確認しましたが、最近、婦人防火クラブか何か、ふえてるよう思うんですけど、それはこの中に入らないんですね。

亀崎総務部危機管理課長　婦人防火クラブというのは、管轄が消防署の管轄でございます、その中には入っておりません。ただし、女性消防団員という方がおられます。その方は現在、今13名おられます。その中には含んでおります。

以上です。

福田委員長　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

福田委員長　ないようですので、消防費についての質疑を終わります。

続いて、教育費に入ります。予算書の84ページから98ページをごらんください。

質疑、意見はございませんか。

竹内委員　済みません。これは学校管理費、87ページのところのプラネタリウム点検委託料であるんですけども、このプラネタリウムは、まだ使用可能なんですか。

それと同じ下に、水泳指導業務委託料とあるんですけども、これは専門家に多分委託してるんですけども、どういう方がやられているのかというのと。

次、91ページの幼稚園の需用費の修繕費、これはどこの修繕をするのか。

同じく、今度は92ページの委託料の測量委託、これは何の分かな、社会教育総務の測量委託38万5,000円この分と。

あとは淡輪公民館、いづろ指定業者に移していくんかと、その分でお願いします。

以上です。

唐門教育部学校教育課長　87ページのプラネタリウム点検委託料16万9,000円のご質問ですが、今まだ使っております、使えるように維持はしております。

それと同じく水泳指導業務委託料319万3,000円の件ですけども、これについては平成18年度から各小学校の水泳授業をピアツァ5で実施しております。そのピアツァ5で実施するに当たって、向こうの専門の指導員を配置して水泳指導を、学校の水泳授業に充てております。

費用面といたしましては、単価7,677円×33日分×6名、指導員が6名です、

それを1回当たり2時間やっております。それに消費税を掛けて319万2,097円と
いうことでなっております。

茂野淡輪幼稚園長 修繕料は、まず施設器具部品取替え修理、教材教具の修理に8万1,000円、
それから通園バスの車検代に18万円、それから遊戯室の入り口の枠が腐食しております
ので、その修繕に5万円でございます。

淵原教育部副理事兼生涯学習課長 92ページの測量委託料、これにつきましては平成17年度か
ら実施しています、第二阪和国道の延伸に伴う文化財調査に係る基準点というのがござい
まして、必ず基準となる測量点が必要で、例年その基準点として38万5,000円を計
上しているものです。

入口教育部副理事兼淡輪公民館長 指定管理者制度につきましては、20年度をめどに考えていき
たいと考えております。また、近隣市町村の動向も見きわめながら、進めていきたいと考
えております。

以上です。

和田(博)委員 この予算の中に特別支援教育、これは4月1日から、僕もあんまり詳しくはわか
ってなかったんですけど、これ4月1日から始まりますわな。この予算が、この中のどれ
に入っているのか、ちょっと教えていただきたいなと思います。

それからもう1点は、プールの件です。淡輪のPTAからプール再開という要望が、私
どもにも実は来ておりまして、先日お話をいたしました。

この中で昨年度、私は淡輪の議員団でお話ししたときには、それなりにどこから古い
ポンプなり塩素注入機ですか、そういうのも持ってきて、皆さんがやるんやったら一緒
にやるかということで話をしておったんですけども、昨年、これもとんざしてしまったな
と、このように思っておったら、突然またPTAから、その要望の話が出てきたんで、実
は三役と淡輪の議員団長さんと一緒にお話を聞く機会がありまして話をしますと、その人
たちは、自分たちがどこまでやったら、町は応じてくれるんやというふうな話なんですよ。

私は以前のときには、それなり中古のものを持ってきて、例え1回でもやってみて、そ
のことがうまくいくならば、また皆さんに寄附を募ってもええやないかという話だった
んですけども、今回は、もうそういう手だてもございませんから、すべて新しくしなけれ
ばならないと。そうなりますとお金が幾らかかるか、私どもも今つかんでおりませんと、
こういう話を実はして今現在してるんですけども。この辺のところPTAの方は、いや、
私どもが運営してやらしてくれるんかどうやというふうな話もございますから、そのあた

りの機微と言うんですか、その辺の余地があるんかないんか、そのあたりをちょっとお聞きしたいなと、このように思います。

これは住民の方から町長、教育委員会、両方に来てるんかな、そういうのが来てると思っていますので、この際、その辺のところもきちっと明らかにしていただきたいなと思います。それをもって、また私ども議会は議会として、議事録を持ってPTAの方とお話をしたいと、このように思います。よろしくお願いします。

嶋坂教育部指導課長 委員のご質問にお答えします。

特別支援教育の件ですけれども、障害教育の充実ということで、本年4月1日に施行されます学校教育法等の一部を改正する法律を踏まえまして、特別支援教育としてすべての障害のある児童、幼児、生徒の社会参加と自立を目指す、教育の一層の推進を図るということを目的とされております。

そして岬町におきましても、従来の障害のある子供たちだけではなくて、LD・学習障害を持つ子供です、ADHD・多動性、高機能、自閉症を含めて、3障害を持っている子供たちすべての幼児、生徒の自立、社会参加に向けた主体的な取り組みを進めるものです。

特別支援教育が始まるに当たって、平成18年度より各校におきましては、校内委員会を立ち上げたりとか、子供たち一人ひとりの障害のニーズに合わせた個別指導計画を立てているところでございます。または岸和田養護学校の先生にもお越しいただいたり、巡回相談に乗っていただいたりと保護者の気持ちに寄り添いながら、軽度発達障害を持つ子供たちの学習を保障するというところで実施しておりますので。

予算ですけれども、これにつきましては介助員さんということで、また、唐門課長の方から説明していただきます。

唐門教育部学校教育課長 86ページの賃金1,953万5,000円の予算を組んでおるんですが、この中に介助員といたしまして6名分、1,005万9,000円の介助員を今年度組んでおります。ちなみに18年度は、4名分といたしまして629万5,360円の賃金を組んで、学校の特別支援の入り込みに手助けをしております。

以上です。

淵原教育部副理事兼生涯学習課長 自分たちで開設することに協力ということなんですけども、プールの開設には多額の財源、そしてその準備にかなり労力があるんじゃないかと、そのように考えております。やっぱり児童、生徒への衛生面、安全面、その辺を考慮した中で、今回は閉鎖という形をとらせていただいておりますので、いろんなそういう事故等責任問

題等もありまして、私どもとしてはプールはお貸しできないというような、そういう考えでいます。

以上でございます。

田中教育長 このプールを閉鎖する理由に至ったのは、やはり財政問題もございますし、その施設の老朽化、これも22年一応たっておりますので、それらの機械的な老朽化、衛生面、それから施設の改修、そこらの面も含めて、これはプールとして供用していくのは非常に難しい問題であると。

それから、これはまたオープン施設でございますので、今の社会情勢からいうと、夜間に薬品等を投入されたときに、それらの危機管理というのが非常に難しいということから、2年前からこれを廃止しようということでございます。

私の立場といたしましては、1,600人の子供を預かっている以上、不安を持ちながらこのプールを使用させるということは、非常に難しい問題でございますので、今後につきましても今のピアツァ5を利用して、水泳教室を進めていきたいと考えております。

以上であります。

和田（博）委員 特別支援教育の問題ですが、これは軽度ということで、その認識を保護者がしているかどうかという問題もあるし、運営も非常に難しいなという気が、実は私自身しております。どこだったか忘れたんですけども、これを19年度4月じゃなくて、18年度4月から実際に運営をしているところもありますけども、そこもやっぱりその辺の悩みが非常に厳しいようであります。先生にかなりの負担をかけてくるということでもありますし、また、そういう形で学校の中でそういう特別教室を持つということでもありますから、子供のいじめにもつながってくる可能性があるということも言われております。

その辺のところから、これについては相当な配慮が要するというふうに思うんですよ。その辺で、今配慮もしてるという雰囲気は伝わってくるんですけども、よくわかるんですけども、再度その辺について、これもお聞きしておきたいなというふうに思います。これは大変ご苦労なことだというふうに思います。これは教育長以下も、きちっとその辺についてはフォローをしていただきたい、このように思います。

それから、先ほどのプールの件ですけども、私どもにも文書で回答せえというのが来ておりますけども、ご存じのとおり議会そのものは、議長といえどもこれはもう議会の総意でございますから、議長がどうのこうのという話でございませぬので、この議事録をもってお渡しするという話をしておりますけども、理事者の方はその辺の回答はどのようにす

るのが、それを後でまた、教育長、町長にお聞きしたいと思います。

それで今どのようになっても夜間の問題がある、夜間に薬品をほうり込まれたら困るとい話がございますけども、阪南市あたりでは、まだオープン施設でプールを何カ所かやっているんですね。あそこも閉鎖していったけども、その辺は朝来て、毎回チェックするということが要るだろうと思いますけど、それをすればクリアできるんですけども。そういう中で先ほども申し上げましたように、自主運営するという形をするならば、これはいけるのかなと、もう一度確認しておきたい。

昨年度、私ども淡輪議員団で話したときには完全な自主運営で、極端な話がプールの掃除も全部しよう、総務も皆さんで金出し合ってやろう。ポンプについても、塩素注入機についても古のやつを持ってくるので、それはPTAの中に技術屋さんがいるじゃないかと、それをつないでくれへんかというふうな話も、実はしてきた経緯があるんですよ。それが突然パッと消えてしもたんでね、私たちにしては町長のとこへ話に行って、あと町長とも面談されたみたいですね、そのときは。プールの跡地利用の云々という話を聞いたんで、私どもの方は、もうこれで終わりやというふうに実は思ってたのが今来たんで、そういうふうに住民がコミュニティの中で、そういう努力をするということは、やはり私はこれからのまちづくりの中で非常にありがたい話であるし、大切なものだというふうに思いますので、できることなら今からでも、いったん切れた話でございますけども、何とかならんかなという気持ちの中で今発言をしておりますので、その上に立ってご答弁をお願いしたいと、このように思います。

田中教育長 プールの再開、それから自主運営ということなんですけれども、これを自主運営されようとするならば、費用的には非常に多額になってきます。ろ過器におきまして、これは新規に交換していかなければならないということと、それから上下水道に接続していかなければならないという費用がございます。それからプールの維持管理、それから警備委託ということで1,000万円以上経費がかかってくると、こういうことでございます。

私どもの立場といたしまして、この施設を自主運営される限りは、完全に不安を取り除いた段階での自主運営をしていただかないと、我々としてはこの施設を貸与なり、賃貸の契約は結べないと考えております。

以上であります。

石田町長 私の方からプールの問題でご回答いたしますが、これは先ほどの谷本委員からの投票所の件とか、今度のこのプールの問題、こういったいわゆる行政委員会に属するところを、

私がどこまで発言できるかというところは、非常に微妙なところがあるんですけども。ただ、教育施設の設置に関しては、我々の義務でございますので、その部分でお答えすると、まず、プールの設置を新たに考えることはございません。

これにつきましては、私の町長選挙でありました平成17年10月のときに大きな争点になっております。そこで確かにあのときも5,000名を超える署名があった中で、私はプールの再開はないという形での公約で言って、それなりの審判を受けたという形の経緯もございますし。

ここからは、ちょっと教育委員会の中にも入ってしまうのかもしれないんですけども、ただ、その中で私自身はこの岬の子供たちが、この自然の中で健やかに育つという部分で、小学校の6年間で泳げる子供をつくっていく。これは何かと言いますと、この岬町にはすばらしい海がある。そこで本来、泳げる子供であれば安全、安心で、事故のないように泳ぐ、これが本来の姿ではないのかなと思っております。これは海につきましては、下水の方も今は人口普及率60%を超えてきまして、逆に私たちの子供のころよりもきれいな海が戻ってきているというか、実現してきている。ですから本来は、この自然の海のもとで、自由に泳げる岬の子供をつくっていく、これが私は本来の教育じゃないかなと思っておりますので。

そういった意味では、まず今のこれだけの予算を組ませていただいて、専門の指導員をもって小学校のときに泳げる子供をとにかく育てていく。そしてまたそこで、まだ間に合わない子供たちには、これはまた生涯教育の方で別途教育していくという形で水泳教室を実施しておりますから、とにかく岬の子供は、この自然の海で泳いでも安全なんだという子供をこれから育てていく。これが私は最終の目標だと思っておりますので、その中で今回のこのプールの問題につきましては、もうこの時点で再開の余地はないという形で判断いたしております。

以上です。

岡田教育部長 先ほど和田委員のお示しの点につきましては、ただいまの教育長、あるいは町長の答弁を踏まえて文書でPTAに、町長名と教育長名でお答えする予定でございます。

和田(博)委員 そうですね。私も昨年でしたかね、一昨年やったかね、そのときには町長選が終わった後の中でも、町長はコミュニティで自分らで自主運営するんやったら、あのときはええやないかという話もあったんで、それで進んでおったんですが、今、中古のものがもう手に入らないとなったら、下水道だけで500万円ほどかかるのかな、つなぎ込みに。

それと、あのときにそういう中古を入れても1,000万円ほどかかったのかなという気がするんですよ、1,500万円ぐらいかかったのかな、あのときでも。だから今回は何ぼかかるかわからんです。あのときやったら、その500万円もかけんとやれたんですけど、今のところやったら何千万円かかるか僕もわからないという答弁はしてあるんですよ。

ただ、彼らがほんまに金もかけてやる、自主運営すると、完全に、安全も確認して。そのときには、それはまた話は別にして乗っていただきたい。町がやるんじゃないで、賃貸契約するのか、無料で貸すのかどうかかわからないけども、そういう余地はやっぱり残していただきたいなと思うんですが、その辺はどうですか。

石田町長 それにつきましては、賃貸契約等々を結んでお貸ししても、最終的に施設を貸すということでは、我々の責任が発生いたします。別に行政的に責任を負えないとか、負いたくないとかいう問題ではないんですけども、もし可能性からすれば、地元の方々ですべてそれを買い取っていただいて民間でやる。それにつきましては、全く問題ないことですので、そういった余地だけは残るのかなという気はいたしますけども、我々の施設をお借りいただいて運営していただくという形では、もう現時点では、余地はないというふうに考えております。

以上です。

岡田教育部長 先ほどの和田委員の特別支援教育についてお答えします。

特別支援教育といいますのは、例えば障害のある子供をお持ちの保護者の問題ではないだろうと。というところで、すべての保護者、小学校、中学校の保護者に声をかけさせていただきまして、先月の2月14日に和歌山大学の小野次郎先生を招いて、この4月から本格的に特別支援教育が始まる。そのために、どんな心構えすべきかという研修を持たせていただきました。

その中で小野次郎先生に教えていただいたのは、障害というのは、理解と支援を必要とする個性であると。だからその障害を持っている子供を特別扱いするんじゃないで、理解と支援が必要な個性としてとらえるべきであるということ、教職員、保護者とともに学ばせていただいて、そして最終的に、特別支援教育の目的というのは子供の学習保障、その子供に合った学習をどう保障するのかという1点に尽きるということをお教えいただいておりますので、それぞれ和田委員からご指摘のあったことを踏まえて、学校で取り組んでまいりたいと考えております。

和田（博）委員 プールのやつは、その辺の話が出ておりますので、それは結構です。

特別支援のやつについては、私が一番心配しているのは、今回の特別支援というのは、完全に障害を持っているというのが、明らかにわかる人じゃないんですよね。ちょうどボーダーラインになるか、ならんかの方たちの話なんで、なかなかお宅の子はそうですよと言われても、ちょっと難しい部分があるんじゃないかなというのを言うてるんですよ。

だからその辺のところの苦労は、これはやっぱり教育委員会が、かなりフォローしてあげなあかん部分があるんじゃないかな。先生一人に、これをやってしまったらあかんよということを言うてるんですよ。だからしゃくし定規な話じゃなくて、そういう気持ちに触れる、機微に触れる部分が確かにあると思うんですよ。その辺だけのご理解を、教育に携わる皆さん方が、デスクワークの人間が持つといていただきたいと、こういうことなんです。それを要望します。

出口委員 84ページの7番の賃金のことでもちょっとお聞きしたいと思います。

臨時職員の賃金は、特に小学校と中学校が外国青年の招致事業ということで、各中学校、小学校にどれぐらいの時間帯で授業がされているのか、その内容はどのようなものかということをお聞きします。

なぜかと言いますと、今特に岬町は国際交流の会議を何回か持っておられて、やはり岬町の子育て支援として、やはり少しでも外国人と接することによって、近い将来のためになってくるだろうと思いますので、その辺の詳細をお願いしたいと思います。

岡田教育部長 この外国青年招致事業で小学校1名、中学校1名で、中学校1名につきましては、月曜日から金曜日までずっと中学校におりまして、英語科の教員とともに授業に入ってもらっております。それから小学校の教員につきましては、多奈川1日、深日1日、淡輪2日で、あとの1日を幼稚園と保育所を回らせていただいていると、このような運用の仕方をさせてもらっております。

今、出口委員ご指摘のように、これから国際交流ということが、ますます必要になってまいるかと思っておりますので、これは来年度、19年度の予定でございますが、中学校の英語の教員を小学校へ派遣して、小学校の担任と中学校の英語教員と、それから外国青年、ALTと3人で、小学校5年生、6年生については週1回、英語活動の授業を実施していこうと。そのような予定で、1年生から4年生までは、今までどおり月1回ぐらいのペースでございますが、小学校5年生、6年生については週1回の時間を確保して、中学校の英語科にスムーズな接続を図っていきたいと、そのように考えております。

出口委員 特に私が感じることは、私はまだこれ入らせてもらって間がないんですけど、今まで岬町内の中でも国際交流に尽力をしてくれる方々が多々あったんですけども、やはり岬町の住民の方も行政の方も認識度が甘いということで、もうその有力者が阪南市の方へ移転されて、阪南市の方で力を入れてることが耳に入ってきますので、やはりこれは将来的にも、もっともっと行政の方にも力を入れてもらいたいし、また我々住民も、もう少し関心を持ってもらいたいなというふうに考えますので。これは要望ですけど。

福田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

福田委員長 ないようですので、教育費についての質疑を終わります。

続いて、公債費に入ります。予算書の98ページをごらんください。

質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

福田委員長 ないようですので、公債費についての質疑を終わります。

続いて、諸支出金に入ります。予算書の98ページをごらんください。

質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

福田委員長 ないようですので、諸支出金についての質疑を終わります。

続いて、予備費に入ります。予算書の99ページをごらんください。

(「なし」の声あり)

福田委員長 ないようですので、予備費についての質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出についての質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

福田委員長 ないようですので、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第7号「平成19年度岬町一般会計予算の件」のうち、総務文教委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

福田委員長 満場一致であります。よって、議案第7号のうち総務文教委員会に付託された案件は、

本委員会において可決されました。

お諮りします。

暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

福田委員長 再開は1時からさせていただきます。よろしく申し上げます。

(午後0時03分 休憩)

(午後1時00分 再開)

福田委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開します。

議案第8号「平成19年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件」について議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

福田委員長 それでは、予算書の111ページから118ページをごらんください。

質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

福田委員長 なければ、本件に対する質疑は、これで終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

福田委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第8号「平成19年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

福田委員長 満場一致であります。よって、議案第8号は、本委員会において可決されました。

議案第15号「平成19年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」から、議案第18号「平成19年度岬町谷川財産区特別会計予算の件」の4件を一括議題としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

福田委員長 それでは、議案第15号から議案第18号の4件については、一括議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明は省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

福田委員長 予算書の238ページから276ページをごらんください。

質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

福田委員長 4件についての質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

議案第15号「平成19年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

福田委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第15号「平成19年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

福田委員長 満場一致であります。よって、議案第15号は、本委員会において可決されました。

議案第16号「平成19年度岬町深日財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

福田委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第16号「平成19年度岬町深日財産区特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

福田委員長 満場一致であります。よって、議案第16号は、本委員会において可決されました。

議案第17号「平成19年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

福田委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第17号「平成19年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

福田委員長 満場一致であります。よって、議案第17号は、本委員会において可決されました。

議案第18号「平成19年度岬町谷川財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

福田委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第18号「平成19年度岬町谷川財産区特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

福田委員長 満場一致であります。よって、議案第18号は、本委員会において可決されました。

議案第19号「平成19年度岬町住宅用地造成事業特別会計予算の件」について、議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

福田委員長 それでは、予算書の277ページから286ページをごらんください。

質疑、意見はございませんか。

岡本委員 ちょっとこの多奈川平野地区3,679.6平米、この場所を教えてくださいませんか

か。大体の場所で結構です。

南総務部副理事兼総務法制課長 この岬町住宅用地造成事業特別会計、これの平野地区の場所でございますが、与田病院の隣になります。以前は関電の社宅があったところでございます。以上です。

岡本委員 中田良一さんとか住んでいる下のところに空き地がありますわな。空き地があって、その下に昔の関電の社宅があって、それを全部含めてるの。結構です。

和田（博）委員 販売のやり方をどうするのか。それと、あそこのところの境界が、まだきちっとしてなかった部分があるんじゃないかと思うんで、その辺はどうなっているのかな。

南総務部副理事兼総務法制課長 平野地区の宅造の関係で、今まで公図について、法務局の公図と現況が合っていない部分、それが何カ所かございます。それをこの平成19年度、新年度でございますが、年度にその公図の訂正をしないと、土地を処分することができないということになっておりますので、周辺の関係者の方々等に協力をいただきまして、それで区画をきっちりした上で、その残っている土地について売却し、この土地の整理をしてまいりたいと、以上に思っています。

和田（博）委員 売却方法。

南総務部副理事兼総務法制課長 土地の方は区画がすべてできました段階で、一般住民の方等に広く周知いたしまして、公募という形で売却をしてまいりたいと思います。以上です。

和田（博）委員 境界が、たしか過去にもなかなか難しいと、境界明示が非常に難しいということが、あったような記憶が実はしておりますので、その辺は精力的には進めていただきたいなというふうに思います。過去からの中で、懸案事項だったように思います。

それから、先ほどの売買についての公募という形ではありますが、これは町内だけに限らずに、やっぱり広く求めていただきたいなというふうに思いますし、これは入札方式にするのか、そうじゃなくて、もう完全に単価を決めてやるのか。その辺のところは、公募の場合はどうするんですか、その辺。

南総務部副理事兼総務法制課長 売却の方法につきましては、土地の鑑定を取った上で、その鑑定の金額が最低予定価格という形になりまして、その鑑定以上で1円でも高く入れられた方が、その土地を買うというような、申し込みによる売却という形になろうかと思えます。

和田（博）委員 一応そういう競争入札という形になるわけですな、それでよろしいんですな。

南総務部副理事兼総務法制課長 そういことです。

和田（博）委員 はい、了解しました。

福田委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

福田委員長 なければ、本件に対する質疑は、これで終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

福田委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第19号「平成19年度岬町住宅用地造成事業特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

福田委員長 満場一致であります。よって、議案第19号は、本委員会において可決されました。

議案第29号「岬町副町長の定数を定める条例を制定する件」について、議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

福田委員長 それでは、質疑、意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

福田委員長 なければ、本件に対する質疑は、これで終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

福田委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第29号「岬町副町長の定数を定める条例を制定する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

福田委員長 満場一致であります。よって、議案第29号は、本委員会において可決されました。

議案第30号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定する件」のうち、総務文教委員会に付託されました案件について議題とします。

なお、本委員会の所管は、第1条、第3条から9条、第11条、12条、15条の11条例です。

本件について本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

福田委員長 それでは、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

福田委員長 なければ、本件に対する質疑は、これで終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

福田委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第30号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定する件」のうち、総務文教委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

福田委員長 満場一致であります。よって、議案第30号は、本委員会において可決されました。

議案第32号「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」について、議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

福田委員長 それでは、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

福田委員長 なければ、本件に対する質疑は、これで終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

福田委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第32号「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

福田委員長 満場一致であります。よって、議案第32号は、本委員会において可決されました。

議案第33号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」について、議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

福田委員長 なお、参考資料として、14ページに改正の比較表を添付しております。

それでは、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

福田委員長 なければ、本件に対する質疑は、これで終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

福田委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第33号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

福田委員長 満場一致であります。よって、議案第33号は、本委員会において可決されました。

議案第34号「職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件」について、議題としま

す。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

福田委員長 それでは、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

福田委員長 なければ、本件に対する質疑は、これで終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

福田委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第34号「職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

福田委員長 満場一致であります。よって、議案第34号は、本委員会において可決されました。

議案第35号「岬町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する件」について、議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

福田委員長 それでは、質疑、意見はございませんか。

竹内委員 済みません。本会議で聞いたと思うんですけども、現在のポストの数、多分聞いたと思うんですけども、もう一度お願いします。

それと、この郵便差出箱、ポストですね、これのお金を取ることによって、要するにもう金を払うんやったら要らんと撤退されるようなことは考えられるか、考えられないか、ちょっとその辺のところをお答え願います。

南総務部副理事兼総務法制課長 この行政財産の使用料徴収条例に絡むところの郵便差出箱につき

ましては、2カ所でございます。

それと今委員が心配されておりますお金を取るということについて、会社組織が変わったときに、そのポストを少なくするというようなことはないかということでございますが、これにつきましては本会議の方で、その600円の算出根拠を詳しく説明させていただいたんですけども、その中で泉佐野以南は統一したような形でと。ただ、田尻町が1,300円取っております、一般に言いますと600円であれば月当たり50円でございますので、郵政の方も負担にはならないのではないかと考えております。

ちなみに、町有地の分は2カ所でございますが、道路の部分については9カ所、それ以外の分については18カ所ということで、岬町内にすべてで29カ所の郵便ポストがございます。

以上でございます。

谷本委員 この質問は、郵便局の方にした方がええかと思うんですけどね、この郵便差出箱というのは、どのように決められるのかな。面積によるのか、それとも人口で決めるのか、わかりますか。

南総務部副理事兼総務法制課長 その配置基準については、わかりません。

谷本委員 なぜ聞いたかという、非常に私の住んでるところからポストへ、ちょっと手紙1枚入れに行くんでも、相当遠い距離歩かんといかんわけなんですよ。ですからポストの数をもっとふやしてほしいなと思ってるわけですけども、そういう基準がどこにあるのかな、これがわかったら教えていただきたいなと。郵便局で聞かんといわかんみたいで、もう結構です。

出口委員 ちょっとお聞きしたいんですけど、広告塔と看板の件でございますけども、よく今テレビ報道されてますけども、横浜市あたりでは庁舎にもCMを載せると、それによって歳入をふやすというようなことを考えておられますけども、現在、岬町では町有地にはどれぐらい、そういうふうな看板を掲げて歳入を、もしくは今のこれに値する広告塔、看板、その他これに類するものということですけども、これはどこまでが2,125円の金額をしているのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

南総務部副理事兼総務法制課長 広告塔、看板、その他これに類するものということで、1平方メートル当たり2,125円ということで設定しております。これにつきましては今現在、岬町に、これに該当するものは徴収をしておりません。

それと、これ1平方メートルについて2,125円といえますので、その看板の大きさ

にかかわってくる問題で、仮に4平方メートルであれば2,125円×4という形で理解していただきたいと思います。

以上でございます。

出口委員 これも1つの案だと思いますけども、そういう今の財政が大変厳しい中で、町有地を売買されてるという中で、その町有地の有効利用にも、努めていただきたいと思います。

福田委員長 要望でいいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

福田委員長 なければ、本件に対する質疑は、これで終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

福田委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第35号「岬町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

福田委員長 満場一致であります。よって、議案第35号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案15件については、すべて議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いいたします。

これで総務文教委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。お疲れさんでした。

(午後1時23分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成19年3月9日

岬町議会

委 員 長 福 田 収